

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成27年10月2日(金曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午前10時26分
出席委員	石野 田中 三上 小川 奥野 山本 木曾 堤		
執行機関 出席者			
事務局	山内次長		
傍聴	可	市民 0名 報道関係者 0名	議員 0名

## 会 議 の 概 要

10:00

### 1 開議

### 2 委員長報告の確認

<石野委員長>

委員長報告の朗読

<山本委員>

この請願は、市議会に対し、安全保障関連法制に反対の意思を表明するように求めているのであり、「～手続き的に問題がある」と考えること等の理由により、反対の意見が出される～」とあるのは、「賛成の意見が出される」ではないのか。

<事務局次長>

確かに、この請願は市議会に対し、安全保障関連法制に反対の意思を表明するように求めているものであるが、指摘いただいている箇所は、文章の主語が「当該法制については」ということになっているので、そのような表現になる。

<三上委員>

そういう意味であることは理解するが、紛らわしい表現である。

本来は、請願に対して反対か賛成かを言うべきであり、当該法制に対して「反対の意見」「賛成の意見」という表現はやめて、別の言葉に変えた方がよい。

<木曾委員>

この請願に対して反対か賛成かということだけを議論したわけではない。この安全保障関連法制についてどうなのかということでも議論したのである。紛らわしいかもしれないが、議論した内容は委員長報告の中の表現のとおりである。

<三上委員>

議論した内容はそのとおりであるが、紛らわしい表現はせずに、「賛成」「反対」とは別の言葉に置き換えた方がよいと考える。

<田中副委員長>

委員長報告のP2の下から2行目の表現で、「反対の意見」を「請願採択に賛成の意見」とし、P3の「賛成の意見」を「請願採択に反対の意見」とすればよいのではないのか。

<堤委員>

今回の請願は、安全保障関連法制に対して、市議会において反対の意思を表明するように求めるものであるが、その審査の過程で、いろいろな議論、意見があったのは確かであるので、このままの表現でよいのではないか。

<三上委員>

中身はこのとおりであるが、聞いている人にわかりやすい文言で、誤解のない表現がないのかなということである。

例えば、P 2の下から2行目は「～手続き等に問題があると考えること等の理由により容認できないという意見～」とし、P 3は「～憲法9条のもとで許容される自衛のためのものであること等の理由により必要であるとの意見～」というふうにすればよいのではないか。

<山本委員>

三上委員の言われたような表現もあるが、先ほど、田中副委員長が言われたような表現の方が分かりやすいのではないか。

<三上委員>

請願に賛成・反対の立場を明確にして意見を言われていたのは堤委員と山本委員であり、木曾委員のようにその立場を明確にせず意見を述べられていた人もいた。一括りにはできない。

<石野委員長>

それでは、三上委員の言われた表現とすることでよいか。

全員了

### 3 その他

#### (1) 議会だよりの原稿について

<石野委員長>

別添、議会だよりの原稿について確認願う。

全員了

#### (2) 次回の日程について

<石野委員長>

次回は、10月19日(月)午前10時から、「子ども議会で出された質問・意見への対応について」を案件として開催する。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

10:26 閉議